

## ○土浦市生垣設置奨励補助金交付要項

平成 5 年 6 月 23 日

告示第 42 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、緑豊かで潤いのある生活環境を確保するため、生垣を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、土浦市補助金等交付規則(平成 13 年土浦市規則第 36 号)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(平 16 告示 22・一部改正)

(定義)

第 2 条 この要項において「生垣」とは、次の各号のすべてに該当するものをいう。

- (1) 市内の居住を目的とした住宅の敷地に設置されるもの
- (2) 道路に面するもので総延長が 5 メートル以上であるもの
- (3) 樹木の高さがおおむね 60 センチメートル以上で、延長 1 メートルにつき 2 本以上植栽されるもの
- (4) 国又は地方公共団体の所有又は管理に属しない土地に設置されるもの
- (5) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるものでないもの
- (6) コンクリートブロック等を使用して敷地面から 60 センチメートルを超える基礎の上に設置されるものでないもの
- (7) この要項による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地に、再び設置されるものでないもの
- (8) 不動産の分譲又は賃貸を目的として設置されるものでないもの
- (9) 他の制度に基づく補助又は補償を受けたものでないもの

(平 16 告示 22・一部改正)

(補助対象者)

第 3 条 この要項により補助金の交付を受けることができる者は、新たに生垣を設置する者又は既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造する者とする。

(平 16 告示 22・一部改正)

(補助金の額等)

第 4 条 補助対象経費は、生垣の設置に要する経費(既存のブロック塀等の撤去を伴う場合は、その経費を含む。)とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以下の額で、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の限度額は、15 万円とする。ただし、延長 1 メートル当たりの補助金の額は、5,000 円を限度とする。

(平 16 告示 22・全改)

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、土浦市生垣設置奨励補助金交付申請書(様式第 1 号)に生垣設置計画図、工事金額見積書及び着工前写真を添えて市長に提出しなければならない。

(平 16 告示 22・一部改正)

(補助金の交付決定の通知)

第 6 条 補助金の交付決定の通知は、土浦市生垣設置奨励補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により行うものとする。

(平 16 告示 22・全改)

(補助事業の内容変更等)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容に変更が生じたときは、土浦市生垣設置奨励補助金変更承認申請書(様式第 3 号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平 16 告示 22・一部改正)

(設置完了の報告)

第 8 条 補助事業者は、生垣の設置が完了したときは、速やかに土浦市生垣設置完了報告書(様式第 4 号)に領収書の写し、工事金額内訳書及び設置完了写真を添えて市長に提出しなければならない。

(平 16 告示 22・一部改正)

(補助金の額の確定の通知)

第 9 条 補助金の額の確定の通知は、土浦市生垣設置奨励補助金交付額確定通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

(平 16 告示 22・全改)

(補助事業者の義務)

第 10 条 補助事業者は、生垣を常に良好な状態に保つように努め、設置から 5 年間は生垣として活用しなければならない。

(平 16 告示 22・一部改正)

(証拠書類の保存)

第 11 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(平 16 告示 22・全改)

付 則

この告示は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 3 月 15 日告示第 22 号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 31 日告示第 68 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。